

## 証券投資信託の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

このたび弊社では、下記の証券投資信託につきまして、投資信託約款に基づき信託終了日を繰り上げ、2019年12月17日をもって投資信託契約を解約し信託を終了（繰上償還）する予定ですのでお知らせ致します。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

追加型証券投資信託「ニッポン創業者株式ファンド」

### 2. 信託終了（繰上償還）の理由

本ファンドにつきましては、信託約款第44条において、受益権の総口数が10億口を下回った場合には、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）の成立をもって信託を終了（繰上償還）させることができるとしています。

現状、本ファンドの受益権の総口数は約1.9億口（2019年9月30日時点）と、10億口を大きく下回る状態が継続しており、今後も純資産残高の回復は見込み難く、本来の商品性を維持した効率的な運用を継続することが困難な状況であると考えられることから、このまま運用を継続するよりも、繰上償還することが受益者にとって有利であると判断いたしました。

### 3. 書面決議の手続き及び日程

|                |                         |
|----------------|-------------------------|
| ①受益者の確定日       | 2019年10月29日（火）          |
| ②書面による議決権の行使期限 | 2019年11月25日（月）弊社到着分まで有効 |
| ③書面による決議の日     | 2019年11月26日（火）          |
| ④信託終了日（予定）     | 2019年12月17日（火）          |

本議案の議決権の行使については、2019年10月29日現在の受益者の方\*を対象にしております。本書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により可決され、その場合、本ファンドは2019年12月17日をもって信託終了（繰上償還）となります。

\*2019年10月28日（月）までに取得申込の受付を完了された方が対象となります。

以上

2019年10月29日

SBIアセットマネジメント株式会社  
東京都港区六本木一丁目6番1号